

☆住宅改修の手続きの流れ☆

要介護・要支援認定申請



要介護・要支援認定結果



ケアマネージャー（居宅支援事業所）と契約＋相談



施工業者の選択・見積もり依頼



改修前の申請

- ・ 住宅改修費支給申請書
- ・ 理由書（ケアマネージャー、もしくは市職員が作成）
- ・ 代理人選任届（振込口座の名義人が本人以外の場合）
- ・ 住宅改修の承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）
- ・ 図面（間取り図：改修場所と内容がわかるもの）
- ・ 改修前の写真（撮影日付の入ったもの）
- ・ 見積書（材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの）
【材料のカタログのコピー・定価がわかるもの添付】



施工業者と契約



工事費用の支払い（全額）



改修後の申請

- ・ 改修後の写真（撮影日付の入ったもの）
- ・ 内訳書（材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの）
- ・ 領収書（本人名義） ※原本の提示があればコピーでも可



～約2ヶ月後～

工事費用（住宅改修対象部分）の9割給付（最高18万円）

（一定以上の所得がある方は、H27年8月から保険給付が8割になります。）